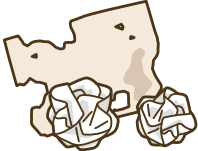


一般廃棄物

事業活動に伴い生じたごみのうち、産業廃棄物（P.6～7参照）に該当しないごみを一般廃棄物といいます。

一般廃棄物を月に3トン以上継続して排出又は年に40トン以上排出した事業者は、多量排出事業者となり、条例で廃棄物責任者を設置するとともに、「減量化及び資源化計画」を市へ提出することが定められています。

（対象となる事業者には、市から連絡をいたします。）

燃やす ごみ	生ごみ （食品残さを含む） ※食品残さとは 魚のあら、調理くず、 客の食べ残しなど 	※食料品や医薬品等の製造業に係る動植物性残さは産業廃棄物になります。 ※食品関連事業者は「食品リサイクル法」に基づき、食品廃棄物の発生抑制、減量に努めるほか、再生利用に努めるようにしてください。
	汚れた紙、 リサイクルできない紙 	※建設業、木材などやパルプの製造業、輸入木材の卸売業に係る木くずは産業廃棄物になります。
	木くず、 繊維くずなど 	※木くずは処理施設の能力の関係から、裁断などの前処理を指示する場合がありますので、事前に搬入先にお問い合わせください。
（資源物） 植木 剪定材	草、落ち葉、 剪定した植木の枝 	※建設業に係るものは産業廃棄物になります。 ※造園業者などに剪定を依頼した場合は、造園業者などに引き取りを依頼してください。
（資源物） 布 類	衣類、布類 	※建設業、繊維工業に係る繊維くずは産業廃棄物になります。
（資源物） 紙 類	オフィス紙、新聞、 雑誌、段ボール、 ボール紙、 紙パックなど 	※建設業、木材などやパルプの製造業、新聞業、製本業、印刷物加工業に係るものは産業廃棄物になります。 ※紙類の詳しい分別については次ページ参照。